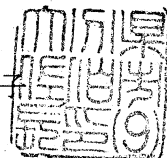


要件設定型一般競争入札の実施について

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び佐伯市契約規則（平成 17 年佐伯市規則第 66 号）第 22 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 10 月 8 日

佐 伯 市 長 富 高 国 子



第 1 競争入札に付する事項

- 1 件名 令和 7 年度ファイル共有・転送システム更改用機器等の賃貸借（長期継続契約）
- 2 契約期間 契約締結日の翌日 から 令和 12 年 11 月 30 日 まで
- 3 賃貸借期間 令和 7 年 12 月 1 日 から 令和 12 年 11 月 30 日 まで（60 か月間）
- 4 仕様 別紙仕様書のとおり
- 5 予定価格 公表しない
- 6 最低制限価格 適用しない
- 7 契約方法 長期継続契約方式
リース料月額（税抜き）をもって入札すること。

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者又は同条第 2 項の規定に基づく佐伯市の入札参加制限を受けていない者であること。
- 2 佐伯市物品等供給契約の競争入札参加資格審査要綱（平成 24 年佐伯市告示第 155 号）に規定する有資格者として登録があり、かつ、分類区分が「大分類：役務の提供等、小分類 06 リース・賃貸借、細分類 01 ファイナンスリース」に登録されている者であること。
- 3 公告日から入札予定日までの間のいずれの日においても佐伯市が発注する物品等供給契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等の基準（平成 24 年告示第 163 号。以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- 4 入札予定日以前 3 か月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- 5 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされ

- た者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）
- 6 この入札に参加しようとする個人又は法人の役員等（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）が、佐伯市暴力団排除条例（平成 23 年佐伯市条例第 43 号。）第 6 条第 1 項に定める暴力団関係者でない者であること。
- 7 佐伯市物品等供給契約の競争入札参加資格審査要綱（平成 24 年佐伯市告示第 155 号）に規定する有資格者であり本店、又は佐伯市との契約について委任を受けた本店以外の営業所（支店等）の所在地が九州管内にあること。また本要件を公告日以降、開札予定日まで継続して満たしていること。

第 3 入札手続等

1 担当課（入札及び契約担当課）

郵便番号：876-8585

所在地：大分県佐伯市中村南町 1 番 1 号（佐伯市役所本庁舎 4 階）

部署名：佐伯市役所 総務部 情報推進課

電話番号：0972-22-4543（直通）

電子メールアドレス：suisin@city.saiki.lg.jp

2 仕様書等の閲覧の期間及び方法

（1）閲覧期間

公告日から令和 7 年 10 月 28 日火曜日の午後 5 時までとする。

（2）閲覧方法

仕様書等（入札説明書及び各種様式含む）の閲覧については、佐伯市ホームページ（<https://www.city.saiki.oita.jp/list05224.html>）に掲載するので、ダウンロードして閲覧すること。なお、ダウンロードが困難な場合は、第 3 の 1 の担当課へ問合せすること。

3 入札に関する質問について

（1）質問方法

本入札（仕様書・様式の記入方法等）に関して質問がある場合には、公告日から令和 7 年 10 月 15 日水曜日の午後 5 時までに第 3 の 1 の担当課へ質問回答書（様式 3）により電子メールで提出し、確認のため、送信した旨を電話連絡すること。

（2）質問に対する回答

令和 7 年 10 月 16 日木曜日までに、佐伯市ホームページ（<https://www.city.saiki.oita.jp/list05224.html>）に掲載するものとする。

4 競争入札参加資格確認申請書類の提出期間等

入札参加者は、第 2 に掲げる資格を有することを確認するために、次に掲げる書類（以下「申請書」という。）を提出期間内に提出し、本市から入札参加者に必要な資格の有無に

ついて確認を受けなければならない。

(1) 提出書類

- ・ 競争入札参加資格確認申請書 1部

(2) 提出期間

公告日から令和7年10月17日金曜日までの午前8時30分から午後5時まで

※土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(3) 提出方法

提出期間内に第3の1の担当課に持参又は郵送（一般書留、簡易書留のいずれかによる）により提出すること。

なお、郵送する場合は、事前に担当課に電話連絡することとし、提出期間内の必着とする。また、郵送に係る費用は申請者の負担とする。

(4) 提出された申請書は、返却しないものとする。

(5) 提出期間後に申請書の修正、差替え又は再提出は、原則として認めないものとする。

(6) 提出書類の様式は、佐伯市ホームページ (<https://www.city.saiki.oita.jp/list05224.html>) からダウンロードして取得すること。なお、ダウンロードが困難な場合は、第3の1の担当課へ問合せすること。

5 競争入札参加資格の確認及び通知

入札参加者から提出された申請書に基づき、令和7年10月21日水曜日までに入札参加資格を確認するものとする。確認後、入札参加資格を有する者に対する通知は省略するものとし、入札参加資格を有しない者に対する通知は、令和7年10月21日水曜日までに行うものとする。

6 入札説明会 実施しない

7 入札保証金 免除する

8 入札及び開札等

(1) 入札方法

郵便入札とする。

入札書の提出方法は郵送にて行うものとし、持参その他の方法によるものは受け付けない。

なお、郵便入札の場合、入札書は代表者が作成するため、当該入札に関する委任状は不要とする。

(2) 提出期限及び提出先

ア 提出期限 令和7年10月28日 火曜日 午後5時までに必着のこと

イ 提出先 第3の1の担当課宛て

(3) 郵送方法

一般書留、簡易書留のいずれかによって郵送すること。

それ以外の方法で郵送した場合は無効とし、郵送に係る費用は入札者の負担とする。

※郵送方法等の詳細は、別紙「郵便入札に関する留意事項」を参照のこと。

(4) 開札の日時及び場所

令和7年10月29日水曜日 午前10時00分

佐伯市役所 本庁舎4階 402会議室

(5) 開札の立会

開札に立会いを希望する場合（各者1名まで）は、公告日から開札日前日の正午までに第3の1の担当課へ開札立会申請書を郵送又は電子メールにより提出することとし、申請書を発送又は送信後、担当課に電話連絡すること。立会の受付は、開札予定時間の10分前から行うものとする。

なお、郵送による場合の係る費用は入札者の負担とする。

また、入札者の立会がない場合は、入札事務に関係のない職員を立会人とする。

(6) 入札回数

入札執行回数は、原則として2回を限度とする。初回入札において落札者が決定しなかった場合は、開札後、速やかに再度入札を行う旨（日時、場所、方法について）を入札参加者へ連絡することとする。ただし、初回の入札に参加しなかった者及び初回の入札を無効とされた者は、再度の入札に参加できないものとする。

なお、再度入札でも落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約のための見積合わせを行う。その場合の見積方法、見積期限については別途指示するものとする。

(7) その他

ア 入札書に記載する金額は、リース料率及び納入に要する一切の諸経費を加味したリース料月額（税抜き）を記入すること。

イ 落札者の決定は、最低価格落札方式で行う。

ウ 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本通貨による表示とする。

エ 入札書への記入は、ペン又はボールペン（えんぴつ、消せるボールペン等訂正が容易にできる筆記具は不可）を使用すること。

オ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更及び取消しをすることができない。

カ 落札決定に当たっては、入札書に記入された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

キ 入札書の郵送後に入札の辞退を認めるものとする。この場合において、辞退しようとする入札者は、開札日時までに入札辞退届を入札執行者に提出しなければならない。

第4 落札者の決定方法

- 1 開札後は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- 2 落札者となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに落札者の順位を決定するため、くじ番号による抽選を実施する。
- 3 くじ番号による抽選方法は、入札書に記載されたくじ番号をもとに本市が定める所定の計算式に当てはめて算出した結果によって落札者を決定する方法とする。
※抽選方法の詳細は、添付の「くじ番号による決定方法」を参照のこと

第5 入札結果について

開札終了後、速やかに、落札者に電話で連絡するとともに、応札者全員に、後日、入札結果を郵送するものとする。

第6 契約保証金

免除する

第7 入札の無効

- 1 佐伯市契約規則第28条に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。
なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない場合がある。
 - (1) 記名押印を欠く入札
 - (2) 金額の記載がない入札
 - (3) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。
 - (4) 誤字脱字等により、意思表示が不明瞭であるとき。
 - (5) 二以上の意思表示をした入札
 - (6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札
 - (7) この公告に示した申請書を提出しない者のした入札（申請書の未記入及び様式が異なる等競争参加資格の内容が確認できない場合を含む。）
 - (8) この公告に示した競争参加資格のない者又は申請書に虚偽の記載をした者の入札
 - (9) 申請書の説明を求めた場合において、正当な理由無くこれを拒否した者のした入札
 - (10) その他入札に関する条件（関係法令、仕様書、本入札に関する添付資料等の記載事項）に違反した入札
- 2 この入札において情報が寄せられ、落札予定者が明らかであり、当該情報が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、当該情報を談合情報として取り扱うものとする。また、談合があったと認定した場合は、当該入札を無効とし、原則として当該入札参加者を排除する旨の要件を加えたうえで再度公告を行うものとする。
 - (1) 入札に参加する者が落札予定者等について話し合った事実を客観的に示すメモ、録音

又は録画テープ、ファクシミリ送信票等の具体的な物証

(2) 落札予定金額（率）

(3) 一般競争入札における入札参加者

※入札参加者が容易に類推できる入札に係る情報を除く

(4) その他談合に参加した当事者以外に知り得ないもの

第8 契約書の作成

- 1 契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。
- 2 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 3 本契約は契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。
- 4 落札者は、落札の通知を受けた日から7日以内に契約に必要な書類を提出しなければならない。ただし、契約担当者が特に理由があると認めた場合は、この限りでない。期間内に契約に必要な書類を提出しないときは、落札者としての権利を失うものとする。

第9 その他

- 1 この公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、佐伯市契約規則、その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。
- 2 申請書に虚偽の記載をした場合においては、指名停止基準に基づく指名停止を行うことがある。
- 3 契約担当者は、落札者決定後、契約締結までの間に落札者が次の各号のいずれかに該当した場合は、落札者決定の取消しを行うことができるものとする。
この場合において、契約担当者は落札者決定の取消しに伴う損害賠償の責を一切負わないものとする。
 - (1) 指名停止に基づく指名停止措置を受けたとき。
 - (2) この入札の公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- 4 入札参加者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- 5 契約担当者は、必要があると認められる場合は、入札若しくは開札の延期又は中止を行うことができるものとする。この場合において、契約担当者は、入札参加者に対し損害賠償の責めを一切負わないものとする。

- 6 この競争入札に参加しようとした者から提出された申請書は、公表しないものとする。
ただし、情報公開請求、地方自治法第 98 条による請求又は刑事訴訟法第 197 条第 2 項による照会等があったときはこの限りでない。
- 7 この入札に係る契約は、地方自治法第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、契約書には「この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る賃借人の歳出予算において減額又は削減があった場合、賃借人は、この契約を変更又は解除することができる。」旨の条項を盛り込むものとする。
- 8 その他不明な点は、第 3 の 1 の担当課まで照会すること。